

特 記 仕 様 書

1. この仕様書は、〇〇年度 業務 に適用する。
2. この仕様書に記載されたものの他、設計書、図面、現場説明書、現場説明に対する質問回答書、及び「測量法」、「東かがわ市公共測量作業規程」、香川県土木部制定「測量作業共通仕様書」、「地質・土質調査共通仕様書」、「設計業務等共通仕様書」、「用地調査等共通仕様書」、香川県農政水産部制定「調査・測量・設計業務共通仕様書」等、並びに関係諸法令及び条例等を遵守すること。
3. 受注者は、業務着手前に業務計画書を作成し、調査職員に提出すること。
4. 国、公有又は私有、土地への立ち入りを行なうときは、あらかじめ立ち入り区域及び期間等を調査職員に届け出なければならない。
5. 業務に伴う地元関係者との調整について、受注者は調査職員の指示に従いこれにあたらなければならない。また、立会及び伐採等に要する費用弁償は、すべて受注者の責任において行なうものとする。
6. 受注者は、業務の実施に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など、不当要求行為を行うすべての者をいう。）から不当要求行為（不当又は違法な要求並びに業務妨害その他公共事業等の適正な施行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに所轄の警察署に届け出ること。
 - (2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに所轄の警察署に被害届を提出すること。
 - (3) 受注者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けたときは、発注者に報告するとともに所轄の警察署に届け出ること。
7. 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、次の事項を遵守しなければならない。
 - 1) 受注者は、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。
 - 2) 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、また、不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
 - 3) 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を収集するときは、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
 - 4) 受注者は、この契約による事務により知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 5) 受注者は、この契約による事務に従事しているものに対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。
 - 6) 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務によって知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。
 - 7) 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはな

らない。

8) 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等を記録した資料等は、この契約の完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

9) 受注者は、前8号に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

8. 業務の実施にあたっては、安全対策に留意するとともに、水陸交通の妨害の原因とならないようにしなければならない。また、騒音、振動などを極力軽減するように努めること。また、発生が予想される騒音等環境への影響の程度及び対策について検討を行ない、万全を期すこと。

9. 当該業務が予備設計または、概略設計であり、設計留意書の作成経費が計上されている場合には、最適案として選定された1ケースについて、コスト削減の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、詳細設計時に検討すべきコスト削減提案を行うものとする。

なお、この提案は予備設計を実施した技術者が、その設計を通じて得た着目点・留意点等（コスト削減の観点から詳細設計時に一層の検討を行うべき事項）について、詳細設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を求めるものではない。

10. 前項に該当しない設計業務においても、コスト削減に関する検討結果をとりまとめ、成果品として提出すること。

11. 当該業務が、予備設計、概略設計、詳細設計のいずれかの場合には、設計業務等共通仕様書第1209条（設計業務の条件）の9に基づき、建設副産物の検討成果として、「リサイクル計画書」を作成するものとする。

12. 業務成果物の照査にあたっては、詳細設計照査要領等に基づき照査技術者が行うものとする。

13. 業務の実施にあたっては、調査職員と連絡を密にし、疑義が生じた場合は、速やかに指示を受けること。

14. 業務の実施にあたって、必要となる資料等の貸与等については調査職員へ申し出、使用後は速やかに返却すること。

15. 成果物の引き渡し後、過誤、粗漏、不足及び不相当が発見された場合は、ただちに修補を行なうものとする。この場合に要する費用は、受注者の負担とする。

16. 成果物の提出は業務完了時とするが、調査職員が中間報告を求めた場合には速やかに応じるものとする。

17. 成果物は、次の事項のとおりとする。

（1）地質・土質調査業務以外は、紙媒体で印刷製本した成果品を2部提出するものとする。規格等の詳細については、設計書に定めるところによるほか、調査職員との協議によるものとする。

（2）地質・土質調査業務の場合は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果を電子成果品として納品することをいう。ここでいう電子成果品とは、国土交通省の定めた電子納品要領及び関連基準（以下、「要領・基準類」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

電子納品成果品の作成は、要領・基準類及び香川県の地質・土質調査成果電子納品要領（案）に基づいて作成することとする。

電子納品成果品の提出は、上記に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R等）で2部、紙媒体で印刷製本した成果品を1部提出するものとする。

成果品の提出の際には、「香川県版電子納品チェックソフト」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

18. 請負金額100万円以上の業務については、業務の受注、変更、完成、訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、調査職員に確認を受けたうえ、受注、変更、完了時はその時点から10日以内に、訂正時はすみやかに、登録機関に登録申請するよう努めなければならない。

また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。ただし、変更時と完了時の間が10日

R03.10 改正

間に満たない場合は、変更時の提出を省略することが出来る。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

19. 成果物の照査（赤黄チェック）について（以下、対象業務のみ適用）

1）受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。詳細設計においては、成果物を取りまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認するうえで、確認マークをするなどして分かりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下、「赤黄チェック」という）を原則として実施する。

なお、赤黄チェックの資料は、調査職員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。

2）照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を発注者に提示するものとする。（詳細設計に限る）

20. 本業務（詳細設計業務の場合に限る）は「三者会議」の対象業務であり、発注者から参加要請を受けた場合については「東かがわ市発注工事における三者会議実施要領」によるものとする。なお、実施要領については、東かがわ市ホームページを参照のこと。

[東かがわ市ホームページ → 事業者の方へ → 【工事・広告】建設工事に関連する規程 → 三者会議の運用について]

21. 【地質・土質調査業務の場合】

受注者は、地盤情報（機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果）を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けたうえで、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。

（1）受注者は、地盤情報の公開・利用の可否について、事前協議における発注者の指示に従って成果品データに「公開可否コード」を記入したうえで、検定の申込を行うこととする。

（2）受注者は、電子納品の際に、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書（PDF ファイル）を、格納フォルダ BORING/OTHRs に格納することとする。なお、検定証明書は受領した時点で、調査職員に打合簿で報告するものとし、これをもって提出する成果が検定済であることの報告とする。

22. 建築物・工作物の解体および改修等工事の設計については、書面調査及び目視調査により石綿含有の有無（石綿あり、石綿なし、不明）を判断すること。

不明の場合の判断については調査職員との協議による。石綿ありの場合はその種類についても判断すること。